

Q49

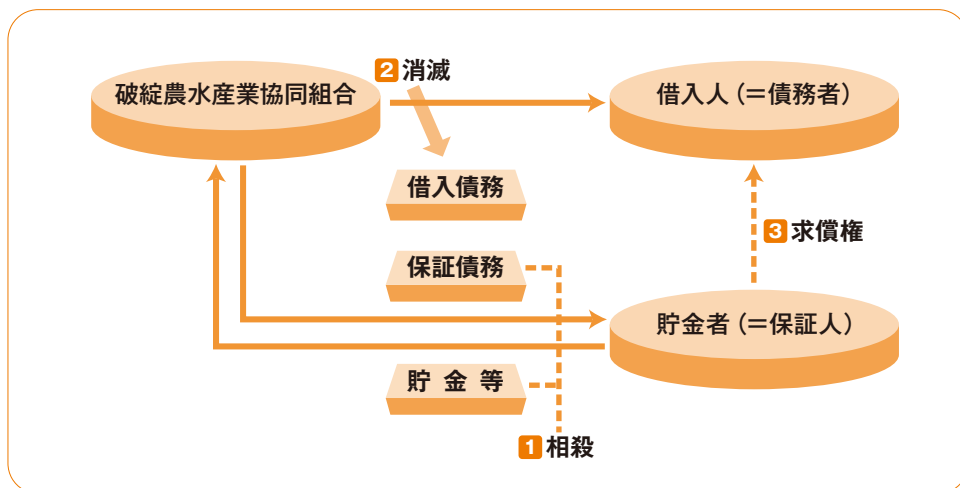
破綻農水産業協同組合から借入れを行っている人の債務を貯金者が保証し保証債務を負っている場合、その貯金者は、自らの貯金等を借入れを行っている人の借入金との相殺に用いることができますか。

Ans.

農水産業協同組合から借り入れている債務者と当該借入金について保証している保証人は別人格であり、貯金等債権と借入債務が対向していないため、保証人は上記借入金と自らの貯金等を相殺することができません。

ただし、下図のように貯金者（＝保証人）から保証債務と貯金等とを相殺することによって設間にある貯金等と借入金の相殺を行ったのと同等の効果が生じます。

すなわち、保証債務と保証人自らの貯金等を相殺することで、相殺した金額について、保証先（借入人＝債務者）の借入債務も消滅します。なお、その結果、貯金者（＝保証人）は借入人（＝債務者）に対して求償権を取得することになります。



なお、保証人は、上図のように自己の貯金等と保証債務を相殺する場合には、特に以下の点に留意する必要があります。

- この相殺は、借入金の返済期限に関係なく可能ですが、借入人の債務不履行などを原因とした貸出人からの保証債務の履行請求によらずに、保証人自らの判断で自己の貯金等と保証債務を相殺し、求償権を得ることになりますので、事前に借入人の承諾を得ておくことが借入人とのトラブル防止につながります。
- ①借入人も破綻農水産業協同組合に貯金等を持っており、相殺の意思がある場合や、②保証人が複数いて、同様に相殺の意思がある場合には、どの相殺が優先するかどうか、借入人と保証人の双方、あるいは保証人同士で十分な話し合いを持ち、当事者間で同意を得ておくことが、当事者間のトラブル防止につながります。